

標準共同研究契約書

西九州大学（西九州大学短期大学部）（以下「甲」という。）と共同研究機関〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許権、実用新案権、意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権、及び外国における前記各権利に相当する権利
 - ロ 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位、及び外国における前記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における前記各権利に相当する権利
 - ニ イ、ロ及びハに掲げる権利の対象とならない技術情報（実験データ、サンプル等の試料、図面等を含む）のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものなから、甲と乙が協議のうえ、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- 2 本契約において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 本契約において「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、プログラム等の使用及び著作権法第21条、第23条、第26条から第28条に規定する権利を行使する行為、並びにノウハウの使用をいう。
- 4 本契約において「通常実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許法、実用新案法、意匠法に規定する通常実施権
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する通常利用権
 - 三 種苗法に規定する通常利用権
 - 四 第1項第二号に規定する権利の対象となるものについて実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作物に係る著作権について実施をする権利
 - 六 ノウハウについて実施をする権利
 - 七 外国における本項第一号から第六号の各権利に相当する権利
- 5 本契約において「独占的实施権等」とは、通常実施権等のうち、当該権利を許諾する者は第三者に実施許諾ができず、当該権利を許諾された者において独占的に実施できる権利をいう。
- 6 本契約において「専用実施権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - 一 特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権
 - 二 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権
 - 三 種苗法に規定する専用利用権
 - 四 第1項第二号に規定する権利の対象となるものについて実施をする権利
 - 五 プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利
 - 六 第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利
- 7 本契約において「出願等」とは、特許など産業財産権（工業所有権）については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、著作権については著作物及び著作権の登録、並びに外国における前記各権利に相当する権利の申請、登録、出願（仮

出願を含む)をいう。

- 8 本契約において「共同研究担当者」とは、甲に属し本共同研究に従事する第2条第4号に記載の者をいう。また、「研究協力者」とは、第4条第1項又は第2項に該当する者であって本共同研究に協力する者をいう。
- 9 本契約において「技術移転機関」とは、知的財産権について、本学から委託に対し、出願作業、市場調査、企業との契約を実施する機関をいう。

(共同研究の題目等)

第2条 甲及び乙は、次の各号によって共同研究を実施するものとする。

- (1) 研究題目 ○○○○に関する研究
- (2) 研究目的 ○○○○に資するため
- (3) 研究内容 ○○○○を実施する
- (4) 共同研究担当者 ○○学部 教授 ○○ ○○
- (5) 研究に要する経費 円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
(うち直接経費 円)
(うち間接経費 円)
- (6) 研究期間 研究経費納付の日から ○年○月○日までとする。
- (7) 提供物品 [物 品 名] [数 量]
- (8) 研究場所 西九州大学(西九州大学短期大学部) ○○学部○○学科

(共同研究に従事する者)

第3条 甲及び乙は、それぞれ別紙1に掲げる者を本共同研究に参加させるものとする。

- 2 甲は、乙が本共同研究に参加させる者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 乙は、乙が本共同研究に参加させる別紙1に掲げる共同研究員に係る研究料 円
を負担するものとする。

(研究協力者の参加及び協力)

第4条 甲乙のいずれかが、本共同研究遂行上、共同研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合には、相手方の同意を得た上で、当該共同研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

- 2 共同研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該共同研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙(以下「当該当事者」という。)は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。
- 3 当該当事者は、当該当事者が本共同研究に参加させた研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。
- 4 研究協力者が本共同研究の結果、知的財産権に係る発明等を行った場合の取扱いについては、本契約の知的財産権に係る規定を準用するものとする。

(第三者への委託の制限)

第5条 甲は乙の事前の書面による同意を得ることなく、本共同研究の全部又は一部を、研究協力者以外の第三者に委託してはならない。

(共同研究に要する経費)

第6条 本共同研究に要する経費は別紙2に掲げる経費(以下「研究経費」という。)とする。

(研究料及び研究経費の納付)

第7条 乙は、第2条第5項に規定する別紙2中乙に係る研究経費及び第3条に規定する研究料を甲の発行する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに甲の指定する銀行口座に振り込まなければならない。なお、甲の指定する銀行口座への入金等に係る手数料は、乙の負担とする。

- 2 乙が所定の納付期限までに前項の研究料及び研究経費を納付しないときは、納期日の翌日から

納付の日までの日数に応じ、その未納額に年5パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(経理)

第8条 前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

第9条 研究経費により取得した設備等の所有権は、甲に帰属するものとする。

(施設・設備の提供等)

第10条 甲及び乙は、別紙第3に掲げる甲及び乙に係る施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から第2条第7項及び別紙4に掲げる乙の所有に係る設備を受け入れ、共同で使用するものとする。

3 甲は第2条の規定により乙から受け入れた提供物品について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管に当たらなければならない。

4 乙は第1項により甲の施設内に持ち込んだ提供物品の管理については、甲の規程・規則に従わなければならない。

5 甲は、乙の所有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備を甲に搬入することが困難な場合には、当該設備が所在する施設において研究を行うことができるものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第11条 共同研究担当者の休業・転出等により研究の続行が困難となったとき又は天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責に負わないものとする。

(研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第12条 本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第7条第1項の規定により納入された研究経費(研究料を除く。)の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 甲は、研究期間の延長により納入された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに理由等を付して乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。

3 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときは、第10条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。

この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

(情報の開示)

第13条 乙は、本共同研究に関して乙の有する情報・知識等を甲の本共同研究遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。ただし、甲以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 甲は、あらかじめ返還を条件に提供された資料等を、本共同研究完了後又は本共同研究中止後速やかに乙に返還するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 甲及び乙は、相手方に開示する情報に個人情報が含まれる場合は、個人情報を削除あるいは個人を特定できない処理等を行ってから開示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、個人を特定できる個人情報の開示が必要な研究を遂行する場合に

は、当該研究の遂行において遵守すべき規則等に従って当該個人情報を取り扱うものとする。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、次のもの（以下「秘密情報・成果等」という。）を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示又は漏洩しないものとする。

一 本共同研究に関して相手方から提供又は開示された、技術上又は営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされ、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後20日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）

二 第17条の本共同研究に係る研究成果

三 本共同研究の過程において創製された、前号の成果以外の技術情報であって、創製後すみやかに、甲及び乙が書面による合意により秘密として指定したもの

2 前項にもかかわらず、当該秘密情報・成果等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの

二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの

三 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していた情報であるもの

四 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの

(秘密情報・成果等の管理、著作権の保護)

第16条 甲及び乙は、前条の秘密情報・成果等の保管管理については、善良なる管理者の注意義務をもって厳重にこれを行うものとする。

2 甲及び乙は、相手方から貸与又は開示された秘密情報・成果等を、その他の情報、資料と隔離して管理するものとし、情報、資料の混同を防止しなければならない。

(研究成果の報告)

第17条 甲は、本共同研究完了後、速やかに本共同研究の実施期間中に得られた研究成果についてとりまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を乙に提出するものとする。

(ノウハウの指定)

第18条 甲及び乙は、協議の上、研究成果報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、別途契約においてその旨を明示するものとする。

(研究成果の公表)

第19条 本共同研究による研究成果は、公表を原則とするものとする。

2 甲又は乙は本共同研究によって得られた、研究成果及びその他の技術情報（以下「研究成果等」という。）について、公表又は公開しようとするときは、研究成果等の公表等をしようとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表しようとする甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は相手方の事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

3 甲及び乙は、本共同研究によって得られた研究成果等のうち、次の各号に該当するものについては、相手方の書面による事前の同意なく、発表又は公開してはならない。

一 相手方の単独所有となった知的財産権の内容及び相手方単独所有となった成果有体物

二 甲乙の共有となったが、出願等を行っていない知的財産権の内容

三 第15条第1項第三号により秘密として指定された技術情報及び第18条に定めるノウハウ

4 第2項の通知を受けた相手方は、前項各号に該当するとき、又は発表・公開により将来期待される利益を侵害される恐れがあると判断するときは、当該通知受理後10日以内に発表又は公開される内容の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十

分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、前項各号に該当する部分、及び公表希望当事者においても公開により相手方の将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断する部分については、相手方の事前の書面による同意なく、公表してはならない。

(知的財産権の出願等)

第20条 甲及び乙は、甲に所属する共同研究担当者と乙に所属する共同研究員（以下「研究担当者等」という。）が本共同研究の実施に伴い発明等を得た場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の可否等について協議するものとする。

- 2 甲及び乙は、自己に所属する研究担当者等に帰属する本共同研究の実施に伴い得られた発明等（甲に所属する共同研究担当者と乙に所属する共同研究員により共同で得られた発明等を含む。）について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。
- 3 前項の場合において、甲及び乙が、本共同研究の実施に伴い発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権を承継しないときは、相手方にその旨を通知するものとする。
- 4 いずれかの当事者に所属する研究担当者等のみによって得られた発明等に関する知的財産権は、当該発明等を得た研究担当者等からの承継を受けた場合、当該いずれかの当事者に単独で帰属するものとし、当該当事者は、単独で、自己の判断に基づき当該発明等に関する知的財産権の出願等及び権利保全の手続きを行うことができるものとする。ただし、かかる出願等の手続きに先立ち、第1項の協議において、あらかじめ相手方に対して当該発明等が単独に帰属することの承認を得るものとする。この場合、出願等及び権利保全の手続きに要する費用は、当該発明等に関する知的財産権の帰属する当事者が負担するものとする。
- 5 甲及び乙は、甲に所属する共同研究担当者及び乙に所属する研究担当者により共同で得られた発明等に関する知的財産権の承継を、当該発明等を得たそれぞれの研究担当者等から受けた場合、当該発明等に関する知的財産権における甲及び乙の持分を定める共同出願契約を別途締結し、かかる共同出願契約に従って共同して出願等を行うものとする。

(外国出願)

第21条 前条の規定は、外国における知的財産権の出願等及び権利保全等についても適用する。

- 2 甲及び乙は、外国における知的財産権の出願等を行うにあたっては、その要否及び対象国等について協議の上行うものとする。

(優先的実施)

第22条 甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって第20条第4項の規定による甲の単独所有に係る知的財産権について、次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから3年間優先的に実施させることを許諾する。

- 2 甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって甲及び乙の共有に係る知的財産権を、市場に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから5年間優先的に実施させることを許諾する。
- 3 甲は、乙から前2項に規定する優先的実施期間を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的実施期間の更新を許諾することができる。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第23条 甲は、乙が、甲に承継された知的財産権を、前条に規定する優先的実施期間中その第5年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙の意見を聴取の上、乙以外の者に対し、当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。

- 2 前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本共同研究完了の翌日から起算して5年以内に正当な理由なく実施しない場合について準用する。

(利用発明等)

第24条 甲及び乙は、本契約の有効期間中ならびに本契約終了後5年以内に本共同研究の成果を利用した又は改良した発明（以下「利用発明等」という。）をし、これらについて知的財産権の出願等をしようとするときは、その内容を相手方に文書で事前に通知しなければならない。

2 前項による通知があったとき、甲及び乙は、その都度協議し、当該利用発明等の取扱いについて決定する。

（実施料）

第25条 甲の単独所有に係る知的財産権を乙が実施しようとするときは、別途契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙が実施しようとするときは、甲は自己実施をしないことから、別途契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

3 前2項の実施料の算定については、実施に関わる事業の実現に対する甲及び乙の貢献度、当該知的財産の寄与度等を勘案し、甲及び乙が別途協議の上、これを決定するものとする。

4 甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。

（特許料等）

第26条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権に関する出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）をそれぞれ持分に応じて負担するものとする。

2 甲又は乙は、前項に規定する出願等費用を負担しないとき（ただし、乙が前項に規定する出願等費用のうち甲の負担に係る部分の負担を申し出た場合を除く）は、当該知的財産権に係る自己の持分を相手方に譲渡するものとし、その場合、当該知的財産権に係る自己の持分について相手方に「譲渡証書」を直ちに提出するなどの、自己の持分の譲渡手続きに必要な協力を行うものとする。

（知的財産権の保全）

第27条 甲及び乙は、共有の知的財産権の取得及び権利維持に関し、第三者より異議申立て、審判又は訴訟を提起された場合は、当該知的財産権の取得、保全のために相互に協力するものとし、かかる手続きに要する費用（弁護士、弁理士等の費用を含む）は、持分割合に応じてそれぞれが負担するものとする。

（情報交換）

第28条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

2 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

（秘密の保持）

第29条 甲及び乙は、本共同研究の実施にあたり、相手方より秘密である旨の表示を付して開示された資料（書面、電子媒体等）又は口頭で開示された後30日以内に当該相手方より秘密である旨が文書にて確認された情報（以下「本秘密情報」という。）について密を保持するものとし、本契約の履行に必要な研究担当者等、自己の役員及び知る必要のある最低限の従業員（以下「研究関係者」という。）以外に開示してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた本秘密情報について、研究関係者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者等に負わせるものとする。

ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
- 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
- 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- 六 書面により事前に相手方の同意を得た情報

- 2 甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受けた本秘密情報を、本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前2項の有効期間は、第3条の本共同研究を開始した日から研究が完了した日の翌日又は研究を中止した日の翌日から起算して3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(成果物と所有権)

第30条 本共同研究の過程で生み出した有体物（技術資料、技術報告書、設計・製作した実験機等）の成果（以下「成果物」という）は、その成果物を生み出した当事者の所有に属するものとし、第3条に規定する本共同研究の実施期間内に限り、他の当事者は所有権を有する当事者から無償で成果物を借り受ける。この場合、借り受けた当事者は、自己の所有物に対すると同様の注意義務をもってこれを保管・管理するものとする。

(研究成果の取扱い)

- 第31条 甲及び乙は、本共同研究が完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）した日の翌日から起算して60ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第15条及び第29条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。
- 2 前項の場合、公表を希望する甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。
 - 3 通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後30日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。
 - 4 第2項の通知しなければならない期間は、第29条第3項に規定する秘密保持期間とする。ただし、ノウハウについては、第18条第3項に定める期間とする。

(契約の解除)

- 第32条 甲は、乙が第7条に規定する乙の区分に係る研究経費を所定の入金期日までに納入せず、催告後30日以内に納入しないときは、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内に是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。
 - 一 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - 二 相手方が本契約に違反したとき
 - 三 相手方が正当な理由なく本共同研究の遂行に協力しないとき
 - 四 相手方、もしくはその代表者・責任者等が反社会的勢力（暴力団・暴力団関係者等）と関与している、もしくは関与していたことが明らかとなったとき

(損害賠償)

第33条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者等が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害につき相当因果関係のある範囲で賠償しなければならない。

(協議)

第34条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、

定めるものとする。

(裁判管轄)

第35条 本契約に関する訴えは、佐賀地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

(甲) 佐賀県神埼市神埼町尾崎 4490-9
(佐賀県佐賀市神園三丁目 18-15)
西九州大学 (西九州大学短期大学部)
学 長 ⑩

(乙) 住 所
機関名称
代表者職氏名 ⑩

別紙1（第2条、第3条、第4条関係）

区分	氏名	所属・職名	本共同研究における役割
甲			
乙			

別紙2（第2条、第6条関係）

区分	直接経費	経常経費	合計
甲	円	円	円
乙	円	円	円
合計	円	円	円

別紙3（第10条関係）

区分	施設の名称	設備		
		名称	型式・仕様	数量
甲	西九州大学 (西九州大学短期大学部)			
乙				

別紙4（第2条、第10条関係）

区分	設備		
	名称	型式・仕様	数量
乙			